

事件番号 令和8年（ケ）第28002号

注 意 書

令和8年10月1日から、青森地方裁判所弘前支部及び八戸支部の不動産執行事件は青森地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。これに伴い、本件は青森地方裁判所八戸支部から青森地方裁判所本庁に回付され、青森地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（上記事件番号と同じ）を記載した入札書を青森地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は青森地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「アオモリチサイ」となっているもの）を利用し、青森地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札書を八戸支部執行官室に提出したり、誤って入札保証金を八戸支部に振り込んだりした場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関するお問合せ】 青森地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 017-773-1781（直通）

【事件の内容に関するお問合せ】 青森地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 017-722-5624（直通）

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 17 日

青森地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 岸 禎 尚

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 青森地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午前 9 時 50 分 場 所 青森地方裁判所第 2 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 16 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書(ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る。) (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

[illegible]

物 件 目 録

1 所 在 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね
地 番 3番20
地 目 宅地
地 積 329.01平方メートル

2 所 在 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね 3番地20
家屋 番号 3番20
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 79.49平方メートル
2階 52.17平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約81.04平方メートル
2階 52.17平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 2日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 五十嵐 水 緒

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね
地 番 3 番 2 0
地 目 宅地
地 積 3 2 9 . 0 1 平方メートル
- 2 所 在 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね 3 番地 2 0
家屋 番号 3 番 2 0
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 9 . 4 9 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル
(現況)
床 面 積 1 階 約 8 1 . 0 4 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル



令和 8 年（ケ）第 2 号

令和 8 年 3 月 12 日受理

令和 8 年 5 月 20 日提出

（評価人 瀧 岡 徹）

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部

金 岡 隆（印）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね |
| | 地 番 | 3 番 2 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 9 . 0 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三戸郡南部町大字坵渡字東あかね 3 番地 2 0 |
| | 家屋 番号 | 3 番 2 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 9 . 4 9 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☒ 床 面 積 : 1 階 約 81.04 m ² (風除室部分を床面積に算入) 2 階 52.17 m ²		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある	{ 種 類 : 構 造 : 床面積 :	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空き家) として所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	{ 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物位置関係図	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の北側擁壁に亀裂が見受けられる(写真番号4参照)ほか、物件2に雨漏りあとが見受けられ、屋根の一部が朽廃していると考えられる(写真番号12～14参照)。
- 2 本件物件に接面している道路は、評価人瀧岡徹の調査によると町道とのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ B (債務者兼所有者の妻)	(令和8年4月13日に電話で聴取した。) 1 本件債務者兼所有者Aは、私の夫です。 2 本件物件は、1年以上にもなるとは思います、空き家となっています。 3 本件調査には、Aも私も立ち会えないので、御職において調査して差支えありません。 4 本件物件の取得時期等については、公簿記載のとおりだと思います。 5 物件2は、屋根を張り替えられなかったため、雨漏りしているような状態です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 本件については、当職及び評価人濤岡徹の調査結果並びに関係人の陳述等に照らし、2～4枚目のとおりであるとする。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2) 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
8 年 4 月 3 日 (金) : - :	債務者兼所有者住所地	現況調査期日等通知書送付
8 年 4 月 13 日 (月) 11 : 00 - 11 : 10	当庁執行官室	関係人から占有関係等聴取 (電話)
8 年 4 月 20 日 (月) 9 : 40 - 10 : 20	物件所在地	現地確認、写真撮影
8 年 5 月 1 日 (金) 9 : 50 - 10 : 35	同上	写真撮影、簡易計測、間取等調査、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

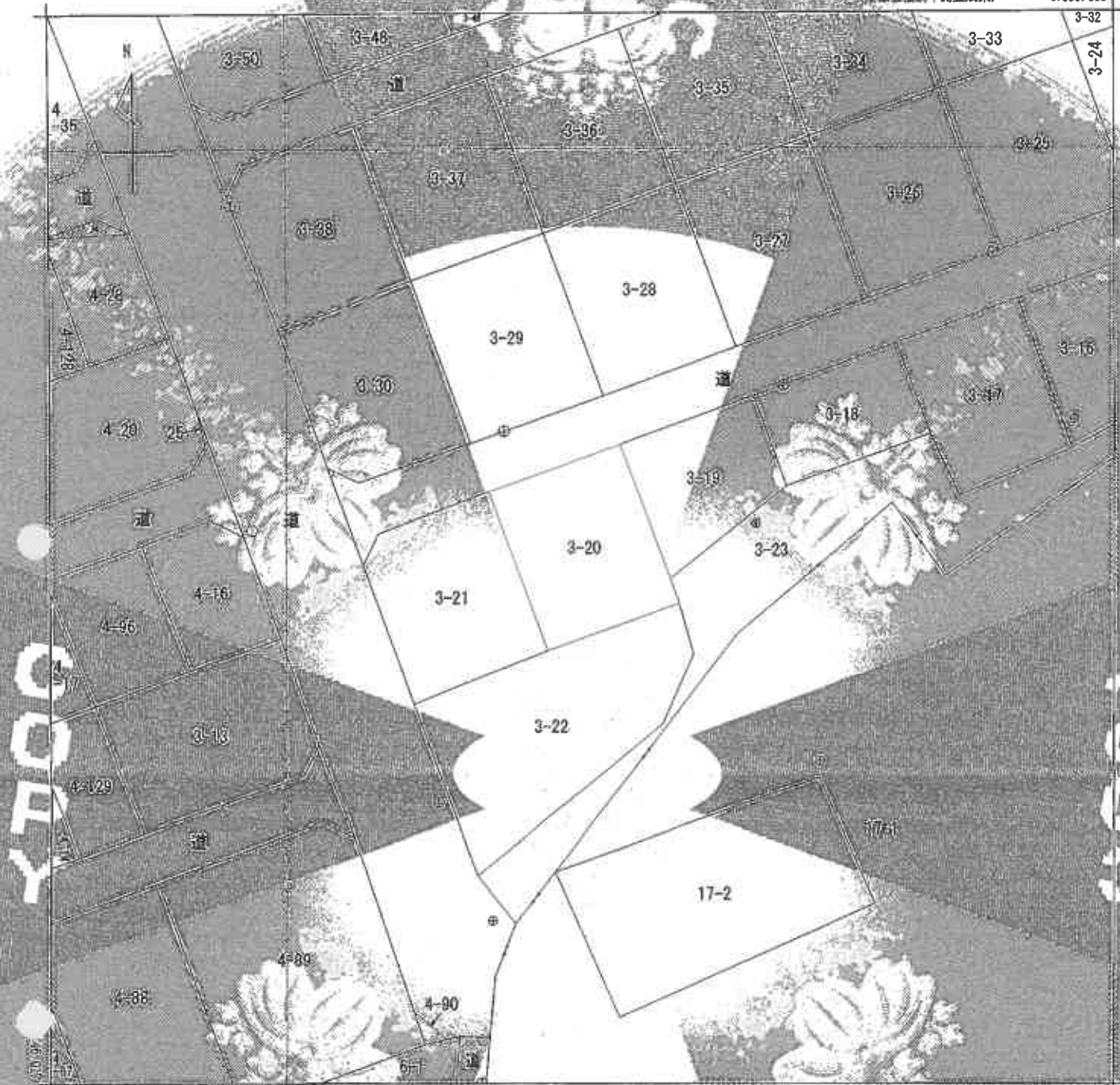
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



47493.009 (座標値単位：測量成果)
 (注：国土地院が測量成果を基に作成した図面であり、測量成果の誤差等による修正がされていません。)



時分	所在	宮城県宮城郡大郷町大字郡漢字東あかね				地番	3番20			
縮小	1/500	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)
作成	平成26年1月	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)
年月日	平成26年1月	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)
年月日	平成26年1月15日	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)
年月日	平成26年1月15日	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)
年月日	平成26年1月15日	図	度	分	秒	座標	番号	区	分類	地番(法第14条第1項)

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月18日
 青森地方方法務局八戸支局
 登記官

登記年月日 昭和62年10月17日

各階平面図

0316318

1 階



2 階

2 階

3.64 X 4.91	=	3.5124
7.20 X 3.64	=	26.4892
8.19 X 1.82	=	14.9058
9.10 X 3.64	=	33.1240
1.82 X 0.81	=	1.6562
合計		79.4976
床面積		79.49 ㎡

2 階



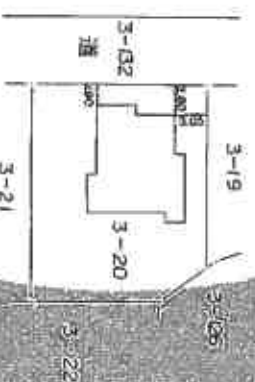
3 階

3 階

16.20 X 8.18	=	132.6036
5.20 X 0.93	=	5.2036
床面積		137.8072 ㎡

建物番号	0316318
建築物の所在地	東京都千代田区千代田2-1-1

建築物平面図



作成者	
縮尺	1/500
申請人	
縮尺	1/500

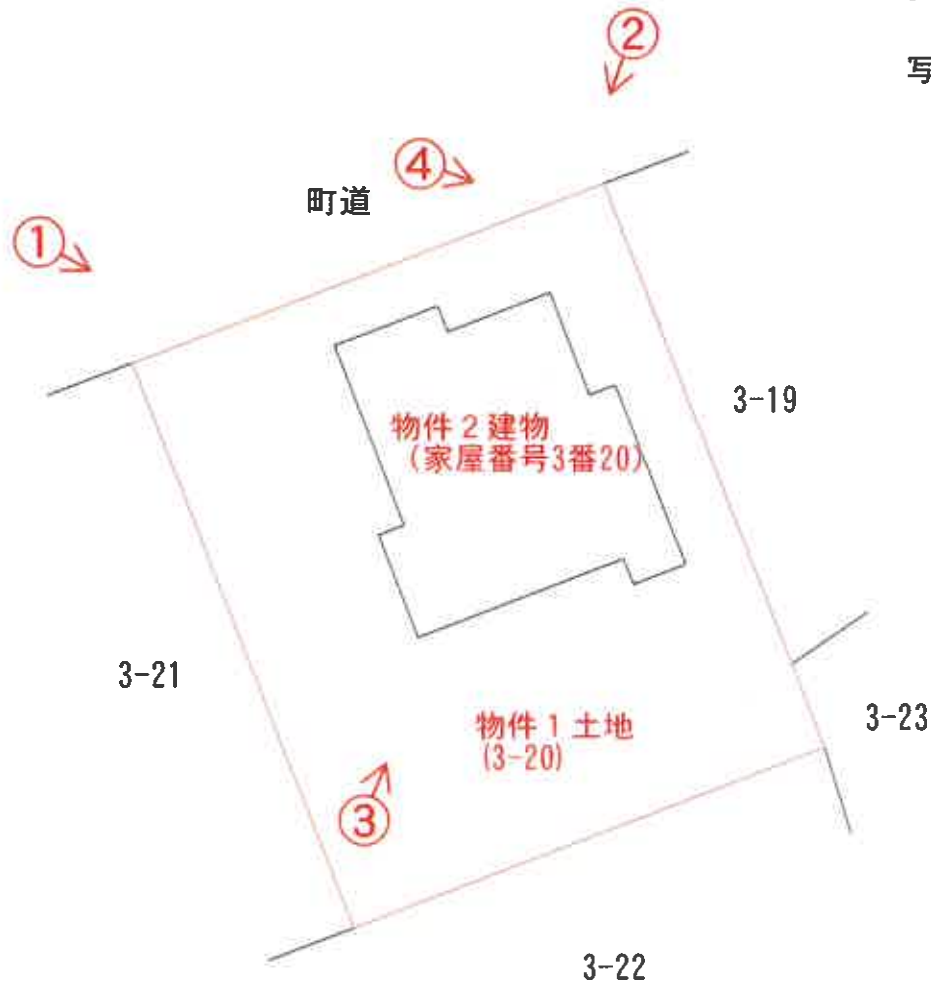
土地建物位置関係図

物件番号 1 ・ 2



S = 1 : 2 5 0

写真撮影地点



建 物 間 取 図

(物件番号 2)

1 階



S = 1 : 1 0 0

写真撮影地点



2 階



写真番号 1



物件 2

物件 1

写真番号 2



物件 2

物件 1

写真番号 3



物件 2

物件 1

写真番号 4



物件 1 (亀裂)

写真番号 5



物件 2

写真番号 6



物件 2

写真番号 7



物件 2

写真番号 8



物件 2

写真番号 9



物件 2

写真番号 10



物件 2

写真番号 1 1



物件 2

写真番号 1 2



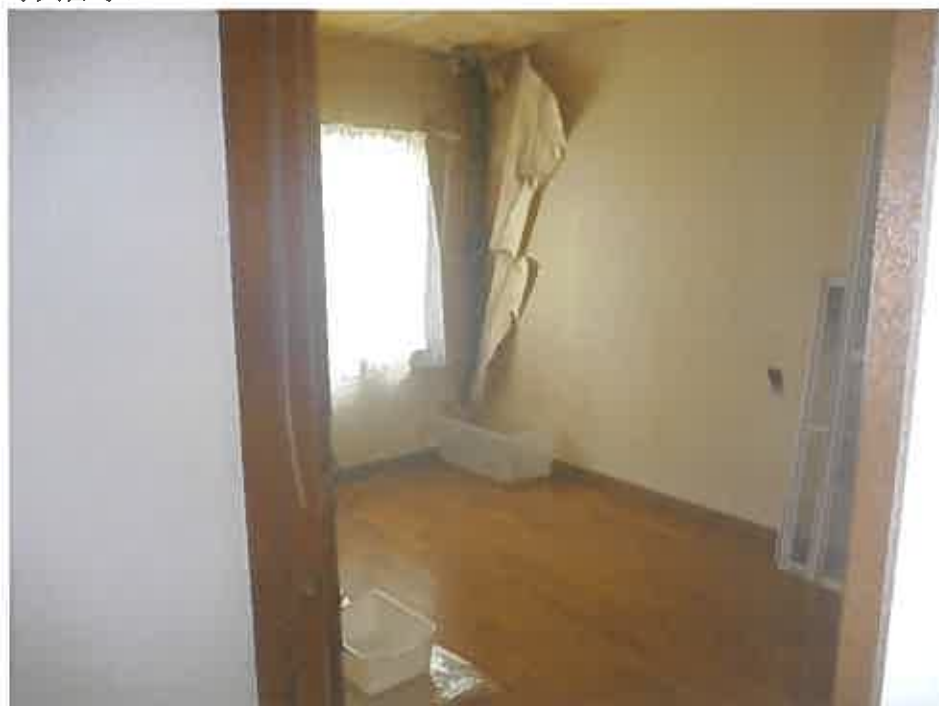
物件 2

写真番号 13



物件 2

写真番号 14



物件 2

令和 8年（ケ） 第2号
令和 8年 5月 1日 現地調査
令和 8年 5月 19日 評 価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

濤田 徹

第1 評価額

一括価格	
金 1, 235, 000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 982, 000円
物件2（建物）	金 253, 000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	三戸郡南部町大字埵渡字東あかね 3 番 20 宅地 329.01 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	三戸郡南部町大字埵渡字東あかね 3 番地 20 3 番 20 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 79.49 m ² 2 階 52.17 m ²	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 1 階 約 81.04 m ² 同 左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	青い森鉄道線「苫米地」駅の南東方・道路距離約3.2km (附属資料1「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	物件1、2を含む地域は、南部町福地地区中心市街地南東方に位置し、一般住宅の中に空地も見られる区画整然とした団地の住宅地域である。 地域に格別の変動要因はなく、当分の間は現状のまま推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 — — — — —
画 地 条 件	間口約16.5m、奥行約20.0m、地積329.01㎡の長方形地。敷地内に約0.8mの高低差がある。	
接 面 道 路 の 状 況	接面道路との関係：中間画地 ・北西側が幅員約6.0mの舗装町道に0～0.8m程度高く接面。 (都市計画区域外のため建築基準法における道路に関する適用はない。)	
土地の利用状況等	・土地所有者が本土地上に物件2の建物を所有し、占有している。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり（敷地内に引き込みがあり接続している） ガス配管 あり（敷地内に引き込みがあり接続している） 下 水 道 あり（但し、敷地内に引き込まれているが接続していない）	
特 記 事 項	① 物件1の北側擁壁に亀裂が見受けられる。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和 63 年 10 月 13 日新築 経過年数： 38 年 経済的残存耐用年数： 0 年
仕様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：サイディング 外 内壁：クロス貼り 外 天井：クロス貼り 外 床：フローリング、畳 外 設備：電気、給排水、浴室、トイレ、衛生 外 但し、設備の動作確認は行っていないので、正常に稼働するか否かは不明。 その他：なし
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：附属書類6「建物間取図」参照
品等	普通
保守管理の状態	・複数個所の雨漏り痕が見受けられる、内壁の複数個所が破損しているなど劣る。
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を居宅（空き家）として使用している。
特記事項	① 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ② 屋根の一部が朽腐していると考えられる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	9,070	0.95	329.01	(1-0.45)	1,559,000

（総額につき千円未満の端数
金額は四捨五入，以下同）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地 南部（県）－8

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$10,900 \text{ 円/㎡} \times 99/100 \times 100/100 \times 100/119 \rightleftharpoons 9,070 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的

◇地域格差：街路条件▲1%（幅員）、環境条件+20%（住環境等）……以上，相乗積による。

イ 個別格差：画地条件▲5%（擁壁に亀裂が見受けられる）

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建付減価率は、建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	154,000	133.21	0.01	205,000

ウ 現価率

・経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
2	38	0	0.60	0.03	0.01

※現価率＝{残価率＋（1－残価率）×経済的残存耐用年数／（経過年数＋経済的残存耐用年数）}
×（1－観察減価率）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	1,559,000	1.00	0.10	法定地上権	156,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、物件2建物の朽廃の状態を勘案して、土地利用権等割合を本件建付地価格の10%と判断した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ× エ×オ
1	1,559,000	-156,000		(1-0.00)	(1-0.30)	982,000
2	205,000	+156,000		(1-0.00)	(1-0.30)	253,000
一括価格（合計）						1,235,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：修正の必要がない。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査基準地価格 南部（県）－8

所 在：三戸郡南部町大字福田字あかね2番60

価 格：10,900円／㎡

位 置：青い森鉄道線「苫米地」駅の南東方道路距離約2.0kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：328㎡

供給処理施設：ガス・水道・下水

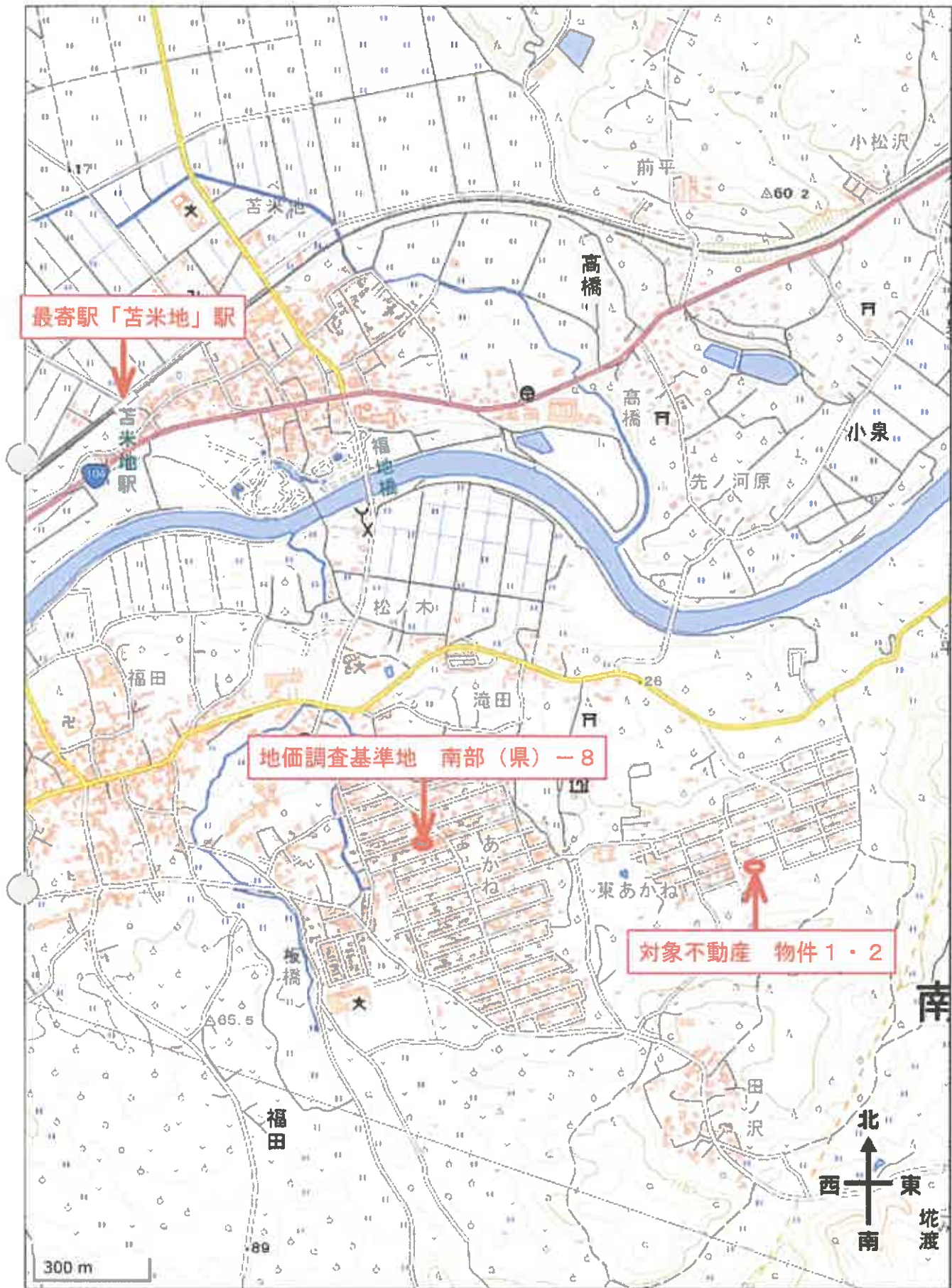
接面街路：北側5.0m 町道

用途指定等：都市計画区域の定めのない区域

地域の概要：中規模の一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした団地の住宅地域

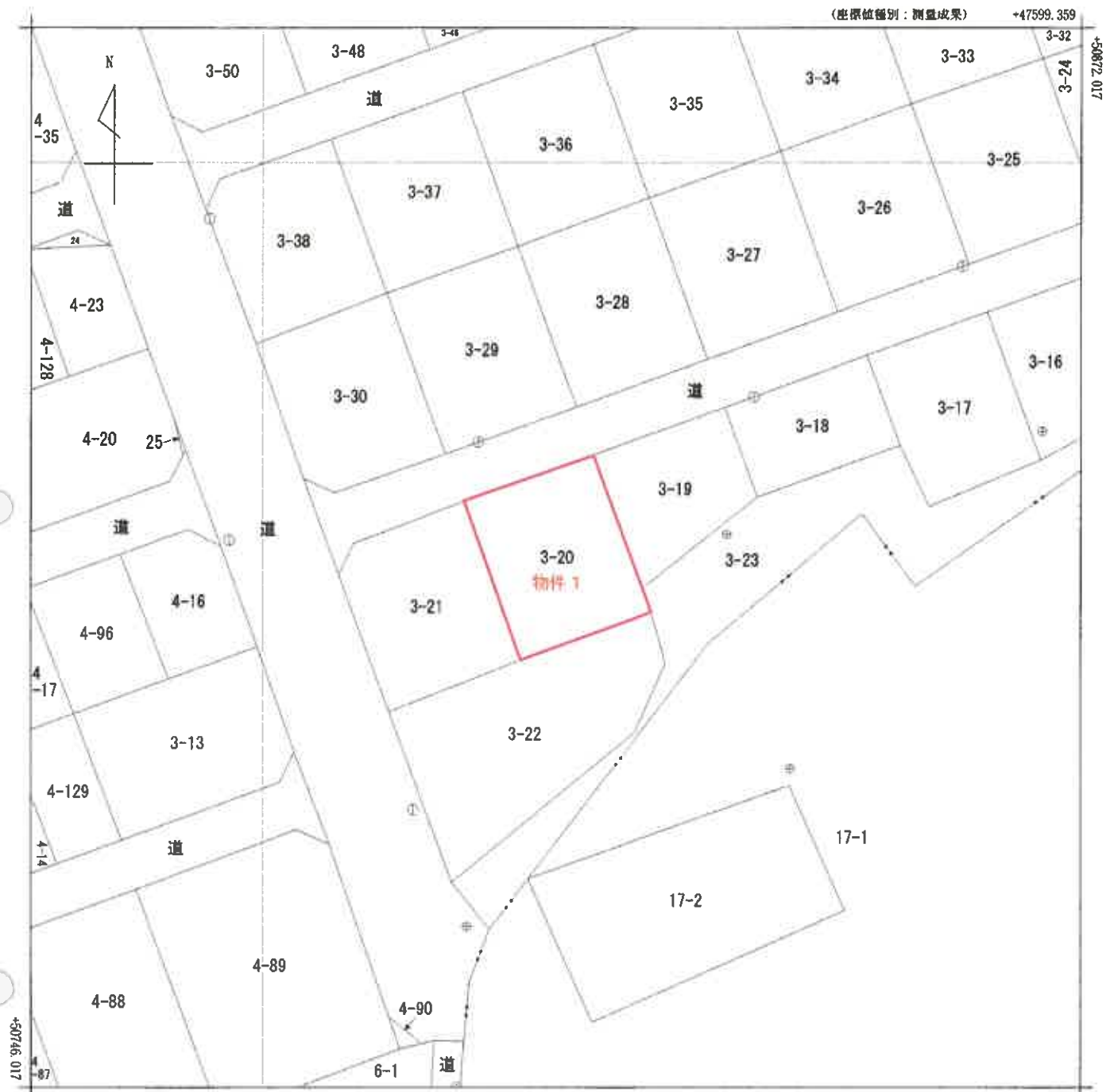
第7 附属資料

- 1 位置図（出所：国土地理院「地理院地図」）・・・1葉
- 2 法第14条第1項地図写・・・1葉
- 3 地積測量図写・・・2葉
- 4 建物図面・各階平面図写・・・1葉
- 5 土地建物位置関係図・・・1葉
- 6 建物間取図・・・1葉

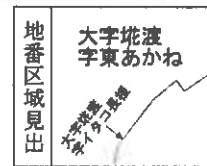


令和8年（ケ）第2号
附属資料
2. 法第14条第1項地図写

作成年月日：2026/04/03



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	三戸郡南部町大字坵渡字東あかね				地番	3番20			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図	
作成年月日	平成26年1月				備付年月日(原図)	平成26年1月15日		補記事項		

この図面はA3をA4に
縮小しています。

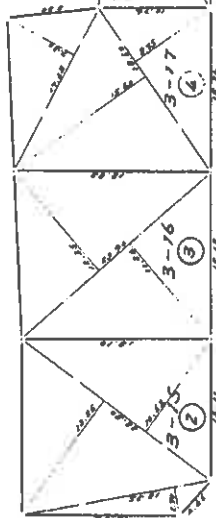
3-1 3-18 3-21
3-15 3-19 3-22
3-16 3-20 3-23
3-17 地積測量図(1/5)

地番	3-15~3-23
土地の所在	三戸郡福地村大字3尾波字東あかね

0315971

令和8年(ケ)第2号
附属資料
3. 地積測量図写(その1)

3-1 ①



② 表積 3-15

18.35 x 2.70 =	49.5450
22.30 x 13.25 =	295.4750
22.30 x 10.62 =	236.8260
合計	581.8460
1/2	290.9230

③ 表積 3-16

23.90 x 11.84 =	282.9760
23.90 x 12.35 =	295.1650
合計	578.1410
1/2	289.0705

④ 表積 3-17

17.25 x 7.30 =	125.9250
18.60 x 15.40 =	286.4400
18.60 x 8.75 =	162.7500
合計	575.1150
1/2	287.5575

⑤ 表積 3-18

19.30 x 8.90 =	171.7700
19.30 x 10.00 =	193.0000
11.38 x 1.95 =	22.1910
合計	386.9610
1/2	193.4805

⑥ 表積 3-19

20.18 x 9.40 =	189.6920
20.18 x 13.00 =	262.3400
16.99 x 0.88 =	14.9512
合計	466.9832
1/2	233.4916

⑦ 表積 3-20

16.52 x 2.20 =	36.3440
23.55 x 13.83 =	325.6965
23.55 x 11.75 =	276.7125
合計	638.7530
1/2	319.3765

⑧ 表積 3-21

24.35 x 11.40 =	277.5900
24.35 x 11.88 =	289.2780
19.95 x 0.84 =	16.7580
合計	583.6260
1/2	291.8130

⑨ 表積 3-22

12.87 x 3.86 =	49.6782
22.10 x 9.20 =	203.3200
23.78 x 8.55 =	203.3190
26.50 x 8.20 =	217.3000
26.50 x 5.58 =	147.6700
合計	821.6872
1/2	410.8436

⑩ 表積 3-23

16.28 x 5.18 =	84.3304
1/2	42.1652

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

52.6.20

この図面はA3をA4に縮小しています。

(1) 平成26年1月15日
本図面は国土調査実施前提出図面である。

令和8年(ケ)第2号
附属資料
3. 地積測量図写(その2)

この図面はA3をA4に
縮小しています。

各階平面図

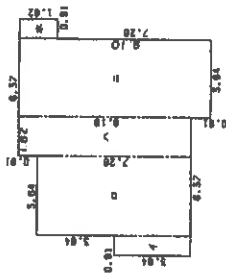
建物図面図

家屋番号 3番20

建物の所在 三戸郡福地村大字花渡字東あかね3番地20

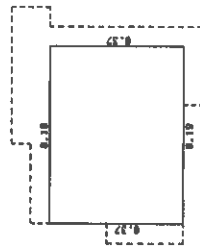
0316318

1 階



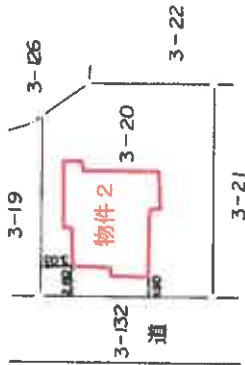
令和8年(ケ)第2号
附属資料
4. 建物図面・各階平面図写

2 階



床面積表

イ	6.37 X 8.19	=	52.1703
合計			52.1703
床面積			52.17 ㎡



この図面はA3をA4に縮小しています。

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

S63.10.17

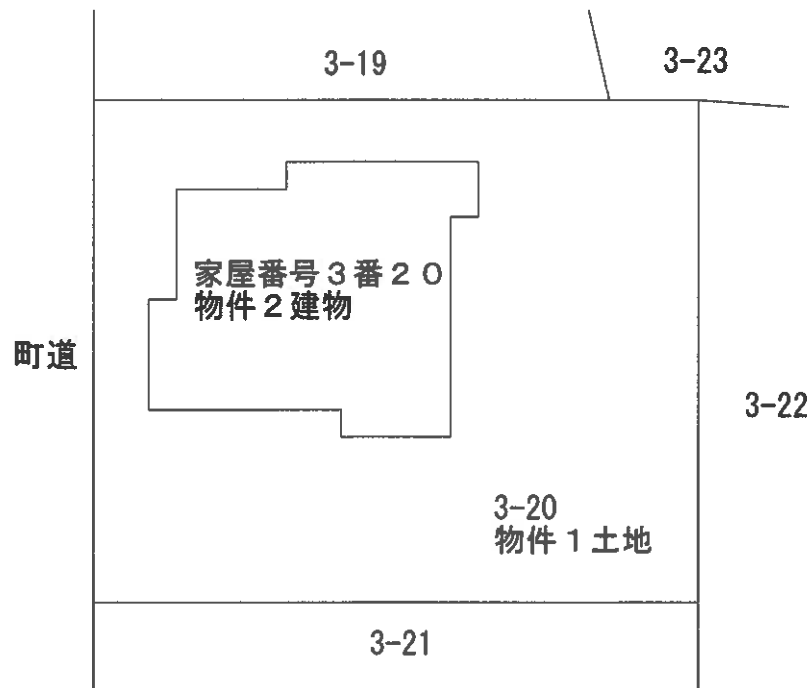
(日調連12)

(区画番号)

土地建物位置関係図

物件番号 1 ・ 2

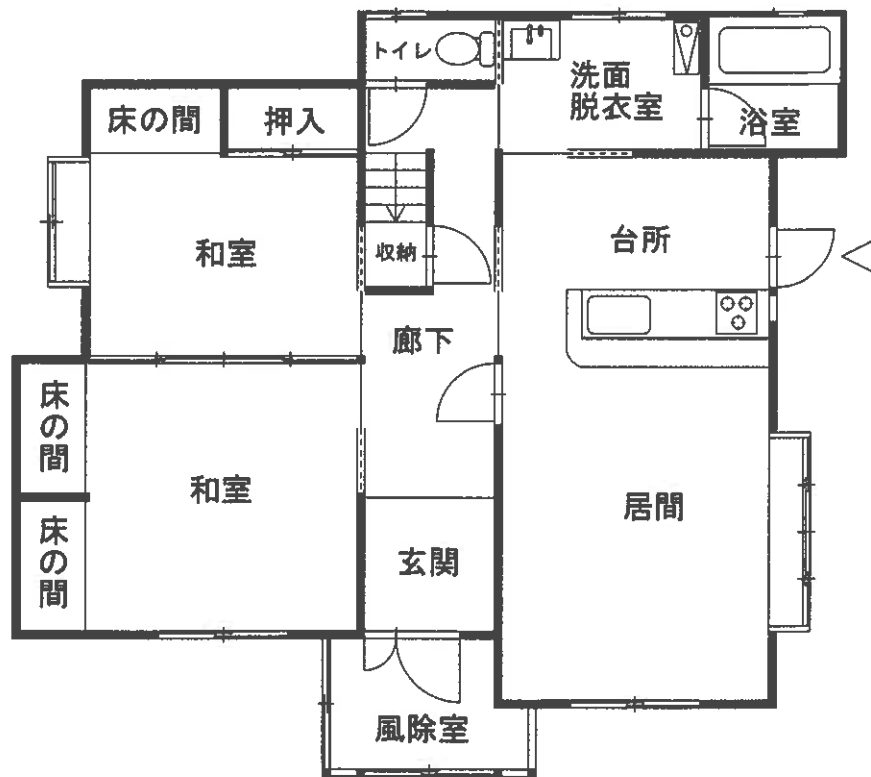
S= 1 : 2 5 0



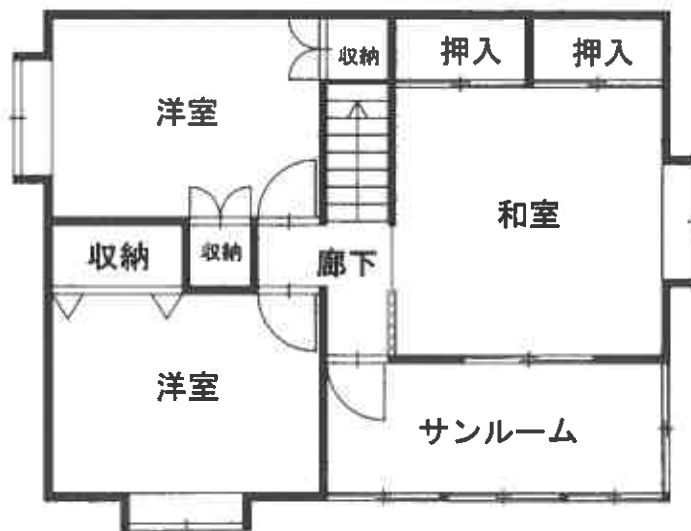
建物間取図

物件番号 2

S=1:100



1階



2階